

誰もが輝く  
まちづくりを  
めざして

# み い な

みんな

いっしょに

なかよく



▶ 問い合わせ 市民協働推進課 ☎0287(62)7019

バックナンバーはこちら

## あなたの職場は大丈夫ですか？ パワーハラスメント

### 職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）とは

職場において行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

職場のハラスメント防止は  
企業の義務です！！

## パワハラは大きく分けて6つのタイプがあります

### 身体的な攻撃

(例) 殴打、足蹴りを行う  
相手に物を投げつける



### 精神的な攻撃

(例) 人格を否定するよう  
な言動を行う



### 人間関係からの切り離し

(例) 一人の労働者に対し  
て同僚が集団で無視をし、  
職場で孤立させる



### 過大な要求

(例) 労働者に業務とは関係  
のない私的な雑用の処理を  
強制的に行わせる



### 過小な要求

(例) 管理職である労働者を  
退職させるため、誰でも遂  
行可能な業務を行わせる



### 個の侵害

(例) 労働者を職場外で経  
続的に監視したり、私物の  
写真撮影をしたりする



## ハラスメントを受けているのでは？と思ったら..。



一人で悩まず上司や同僚、社内の相談窓口にご相談しましょう。  
それでも解決しないときや、社内での相談が無理な方は、  
**社内外の窓口**にご相談しましょう。

パワーハラスメントに関するご相談は  
お近くの**総合労働相談コーナー**へ



<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

※ 外国語の資料もあります

**あかるい職場応援団**  
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基  
準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、  
ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。



# 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です



暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動は「女性に対する暴力」問題に関する取組を一層強化することを目的としています。

聞かせてほしいな

話にくいこと、聞かせてくれてありがとう。  
あなたは何も悪くないよ。  
これからのこと、一緒に考えよう。

DVや性暴力の悩み、  
受け止めてくれる人がきつといる。

話してもいいのかな

自分が悪いと思っていた。  
誰にも相談なんてできなかった。  
でも話してみたらこころが少し軽くなった気がした。



年齢・性別を問わず相談できます。

性犯罪・性暴力

配偶者・交際相手からの暴力

SNSで相談

電話で相談

SNSで相談

電話で相談

Cure time  
(キュアタイム)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害相談電話(警察)  
ハートまふ

#8103

DV相談  
プラス

DV相談ナビ  
はれおほ

#8008



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

## 被害を受けた方へ

あなたの気持ちを最優先に何が  
できるのか一緒に考えます。

## 相談を受けた方へ

相談窓口のことを被害者の方へ  
教えてあげてください。

プライバシーも秘密もしっかり守られますので、安心して相談してください。

	相談先	参考情報
 配偶者・交際相手 からの暴力	<p>内閣府 DV相談ナビ <b>#8008</b></p>  <p>内閣府 DV相談プラス <b>0120-279-889</b></p> 	<p>内閣府 配偶者暴力被害者支援情報</p>  <p>内閣府 配偶者暴力相談支援センター</p> 
 性犯罪・性暴力	<p>内閣府 性暴力に関するSNS相談 Cure time(キュアタイム)</p>  <p>内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター <b>#8891</b></p> 	<p>内閣府 若年層の性暴力被害予防月間</p> 
 AV出演被害		<p>内閣府 性犯罪・性暴力被害者支援情報</p> 
 性犯罪に係る被害や捜査	<p>警察庁 性犯罪被害相談電話(全国共通) <b>#8103</b></p>  <p>警察庁 匿名通報ダイヤル <b>0120-924-839</b></p> 	<p>警察庁 警察相談専用電話 <b>#9110</b></p>
 売春強要や人身取引	<p>厚生労働省 困難な問題を抱える女性の相談窓口(女性相談支援センター) <b>#8778</b></p> 	
 ストーカー行為の被害		<p>警察庁 ストーカー被害防止ポータルサイト</p> 
 職場におけるセクシュアルハラスメント	<p>厚生労働省 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)</p> 	

### ■人権侵害に関する相談

法務省 女性の人権ホットライン(全国共通) **0570-070-810**

法務省 外国語人権相談ダイヤル(全国共通) **0570-090911**

法務省 インターネット人権相談受付窓口  
(パソコン・携帯電話・スマートフォン)

法務省 LINEじんけん相談

### ■法的トラブルに関する相談

法務省 法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル(全国共通) **0120-079714**

配偶者等からの暴力、デートDV、性犯罪・性暴力(インターネット上の性的な暴力を含む)、痴漢、売春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されないものです。

今年もみるるにて **パープルライトアップ** を実施しました(11/12~25)

このパープルライトアップには、女性に対する暴力の根絶を広く呼び掛けるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

